

**InterKX 財務会計2014/企業支援/財務応援 Super/Lite  
国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税見直し対応版の予定**

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税見直しに対応した InterKX 財務会計/企業支援/財務応援 Super/Lite の予定についてご連絡いたします。当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

以下の内容についてまとめましたので、ご確認をお願いします。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 発行プログラムとリリース時期等 | 3. システムの変更予定 |
| 2. 改正の概要           | 4. 電子申告について  |

## 1. 発行プログラムとリリース時期等

リリース時期は次のとおりです。

対応項目の概要は、「2. 改正の概要」をご覧ください。

### 1-1. 発行プログラム

#### ■InterKX シリーズ

発行プログラム	バージョンアップの対象	入力	申告書 ・付表	中小企業 チェックリスト
財務会計 2014 (Ver.5.60)	Ver.5.4 以降 電子申告使用時は Ver.5.5.e7	○	○	○
企業支援 (Ver.5.60)	Ver.5.40 以降	○	-	-

#### ■応援シリーズ

発行プログラム	バージョンアップの対象	入力	申告書 ・付表	中小企業 チェックリスト
財務応援 Super (Ver.9.60)	Ver.9.40 以降 電子申告使用時は Ver.9.5.e7	○	○	○
財務応援 Lite (Ver.9.60)	Ver.9.40 以降	○	-	-

#### ■InterKX シリーズ・応援シリーズ共通

電子申告対応版プログラムにつきましては、別途ご案内します。

### 1-2. リリース時期

#### ■ 送品開始日 (予定)

InterKX 財務会計 2014	: 2015 年 10 月 27 日 (火)
InterKX 企業支援	: 2015 年 11 月 13 日 (金)
財務応援 Super	: 2015 年 10 月 29 日 (木)
財務応援 Lite	: 2015 年 11 月 11 日 (水)

## ■ InterKX インターネットダウンロード（ダウンロードマネージャ）の公開（予定）

InterKX 財務会計 2014（自動／手動） : 2015年10月19日（月）9:00

## ■ マイページのダウンロード公開（予定）

InterKX 財務会計 2014 : 2015年10月19日（月）9:00

InterKX 企業支援 : 同上

財務応援 Super : 同上

財務応援 Lite : 同上

### 1-3. 期限付きプロダクトID

2週間限定プロダクトIDです。

InterKX 企業支援（Ver.5.60） 096709-145758-541579-689535

財務応援 Super（Ver.9.60） 815681-033947-360451-577724

財務応援 Lite（Ver.9.60） 896089-173751-341859-617538

## 2. 改正の概要

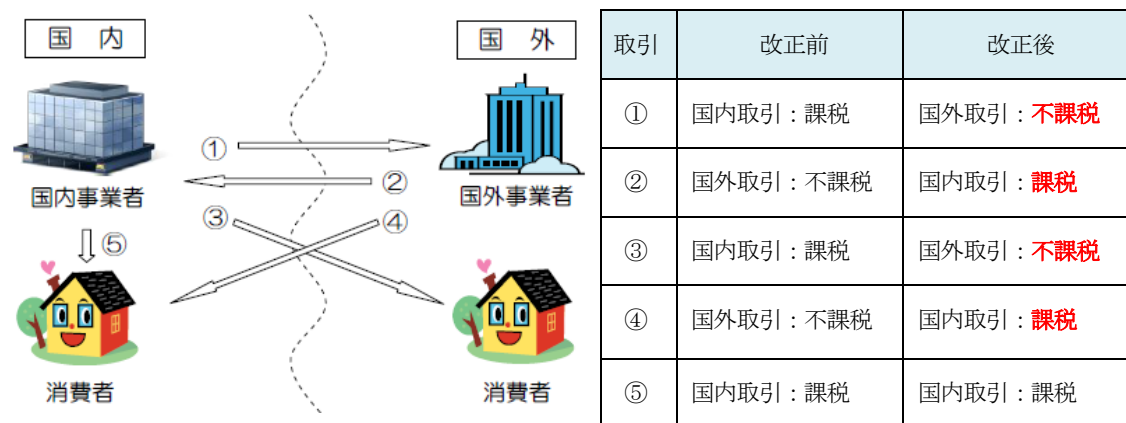
システムに関する改正の概要は次のとおりです。

### 2-1. 国境を越えた役務の提供に関する消費税の課税見直し

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。

#### 2-1-1. 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

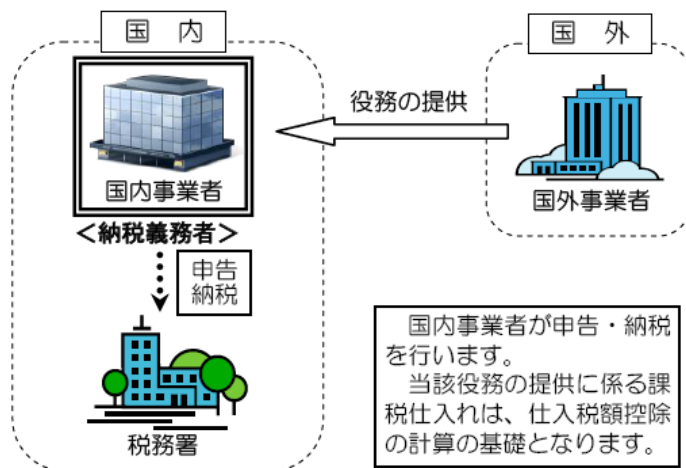
電子書籍・音楽・広告の配信など、電気通信回線（インターネット）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。



#### 2-1-2. 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分されることとされました。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されました。



### 2-1-3 リバースチャージ方式による申告

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

#### ■課税標準額

国内事業者自身が行った課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の合計額が、当期課税期間における課税標準額となります。

#### ■仕入税額控除の対象となる消費税

他の課税仕入れに係る支払対価の額に108分の6.3を乗じた金額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額に100分の6.3を乗じた金額の合計額が、当該課税期間における仕入控除税額となります。

#### ■経過措置

「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合のリバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

適用時期：平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用

#### 《参考》国税庁のホームページ

- 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/cross/01.htm>

### 2-1-4. 消費税申告書・付表の様式変更及び追加

国境を越えた役務の提供に関する消費税の課税見直しに伴い、消費税申告書・付表の様式が変更されました。また、特定課税仕入れを行った場合に必要な申告書別表が追加となります。

帳票名	変更内容
消費税及び地方消費税の申告書 (一般用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年10月1日以後終了課税期間分に改訂されました。</li> <li>・個人番号/法人番号欄、および確認書類欄の追加。</li> <li>・特定課税仕入れに係る別表提出有欄追加。</li> </ul>
消費税及び地方消費税の申告書(簡易)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号/法人番号欄、および確認書類欄の追加。</li> </ul>
別表 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規帳票として追加。</li> </ul>

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（経過措置対象期間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税標準額①の内訳として下記を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①-1 課税資産の譲渡等の対価の額</li> <li>①-2 特定課税仕入れに係る支払対価の額</li> </ul> </li> <li>・変換等対価に係る税額⑤の内訳として下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤-1 売り上げの返還等対価に係る税額</li> <li>⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額</li> </ul> </li> </ul>
付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表（一般用）	下記の項目を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額</li> <li>・⑪特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)</li> </ul>
付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表（一般用）	下記の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額</li> <li>・⑪特定課税仕入れに係る消費税額</li> </ul>

## 2-2. 中小企業チェックリスト

■全国信用保証協会連合会「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（平成27年4月制定）が公表されました。下記変更点の他、税理士登録番号および税理士法人番号の記入欄が追加されました。

【変更点】※【旧】→【新】に変更

項目	帳票	内容
No.14	【旧】 平成25年4月制定	会計計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本変動等計算書に関する事項等を注記したか。
		会計処理の方法を変更した場合、変更した旨、合理的理由及びその影響の内容を注記したか。
		中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合、その旨を記載したか。
	【新】 平成27年6月制定	会計計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本変動等計算書に関する事項等が注記されているか。
		会計処理の方法が変更された場合、変更された旨、合理的理由及びその影響の内容を注記されているか。
		中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合、その旨の記載の有無を確認したか。

■日本税理士会連合会「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（平成27年6月改訂）が公表されました。

【変更点】※【旧】→【新】に変更

項目	帳票	内容
No.25	【旧】 平成25年6月改訂	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価値が修正され、これに基づいて過年度の減価償却累計額が修正され、修正額が特別損失に計上されているか。
	【新】 平成27年6月改訂	固定資産の使用可能期限が従来の耐用年数に比して著しく短くなった場合、未経過使用可能期間にわたり減価償却が行われているか。
No.38	【旧】 平成25年6月改訂	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）が採用されている場合は、退職給付引当金が計上されているか。
	【新】 平成27年6月改訂	確定給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）が採用されている場合は、退職給付引当金が計上されているか。

No. 39	【旧】 平成 25 年 6 月改訂	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度が採用されている場合は、毎期の掛金が費用処理されているか。
	【新】 平成 27 年 6 月改訂	確定拠出制度（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型企業年金制度）が採用されている場合は、毎期の掛金が費用処理されているか。

《参考》日本税理士会連合会のホームページ

- 改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について  
<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html>

### 3. システムの変更予定

対応予定は次のとおりです。消費税区分の追加、消費税申告書・付表の変更と中小企業チェックリストの変更に対応します。

#### 3-1. 消費税区分の追加

特定課税仕入れの消費税区分（特定課税仕入には込／抜の区分を付けない）を追加します。「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」は、通常の課税仕入れで処理します。

今回追加した消費税区分の入力に関しましては、取引日付などによる入力制御は行いません。

分類	消費税区分（財務応援シリーズ）		消費税区分（InterKX シリーズ）	
仕入	91	特定課税仕入(対課税売上)	20	特定課税仕入(対課税売上)
	92	特定課税仕入(共通)	30	特定課税仕入(対非課税売上)
	93	特定課税仕入(対非課税売上)	40	特定課税仕入(共通)
仕入 返還	94	特定課税仕入返還(対課税売上)	50	特定課税仕入返還(対課税売上)
	95	特定課税仕入返還(共通)	60	特定課税仕入返還(対非課税売上)
	96	特定課税仕入返還(対非課税売上)	70	特定課税仕入返還(共通)

#### 3-2. 帳票出力の対応

特定課税仕入に対応した消費税区分の集計・出力に対応します。主な帳票は次のとおりです。

帳票種類	InterKX 財務会計	InterKX 企業支援	財務応援 Super	財務応援 Lite
消費税計算書	○	○	○	○
仕入科目の明細表	○	○	○	○
消費税試算表	○	○	—	—
消費税還付申告に関する明細書	○	—	○	—

#### 3-3. 消費税申告書・付表

消費税申告書・付表の様式変更に対応します。基礎表は5のみを変更します。消費税申告書、中間申告書様式にマイナンバー関係の欄が追加されていますが、当バージョンではマイナンバー関係欄への入力に対応していません。マイナンバーの対応は2016年1月を予定しています。

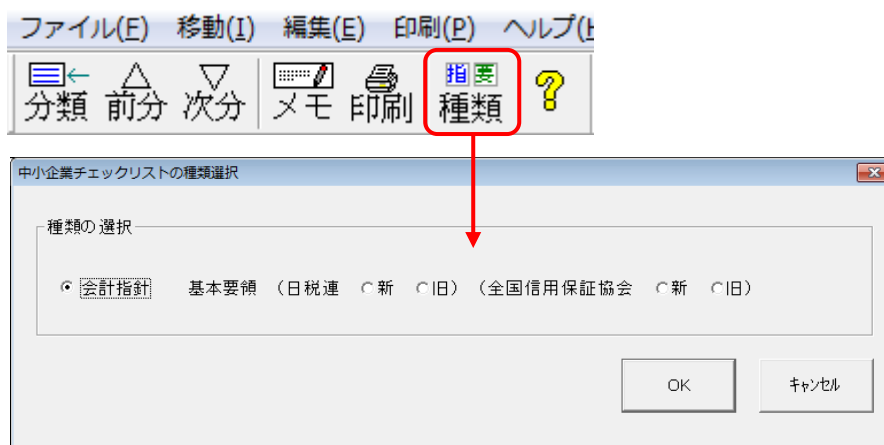
区分	帳票名
申告書・ 付表	消費税申告書（一般課税用）
	消費税及び地方消費税の中間申告書
	別表 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書
	付表1 旧・新税率別、消費税額計算書兼地方消費税の課税標準となる消費税計算表
	付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	
基礎表	基礎表5 仕入科目の明細表

- ・平成27年10月1日以降終了の課税期間分から新様式とします。
- ・伝票集計時に特定課税仕入れの仕訳がある場合、申告書の「特定課税仕入れに係る別表の提出」欄に○印を記載します。（上書き入力時は手動で○印をつけることができます）

### 3-4. 中小企業チェックリストの対応

全国信用保証協会連合会「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（平成27年4月制定）、日本税理士会連合会「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（平成27年6月改訂）に対応します。

中小企業チェックリスト画面のツールバー「種類」で様式の選択が行えます。  
中小会計指針は新様式のみ選択可能。中小基本要領は新旧様式を選択できます。



《参考》日本税理士会連合会のホームページ

■ 中小企業の会計に関する基本要領

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html#youryou>

## 4. 電子申告について

電子申告システムについては、今回変更された消費税申告書に対応した Ver. e8 を11月にリリース予定です。

以上